

毎年の記念日に、
喜びを受け取る楽しみ。

**ご契約の検討・申し込みの際の重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載
しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますよう
お願いいたします。**

また、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。
ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

「ご契約のしおり/約款」記載事項の例

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 死亡給付金・死亡一時金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

募集代理店からのご説明事項

- この保険にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 保険業法上の規制にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「当行への融資お申込み状況」により、当行でお申込みいただけない場合があります。
- この保険は、マニユライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
このため預金とは異なり、元本保証*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
*ただし、死亡給付金・死亡一時金は、元本相当額(基本保険金額・年金支払基準額)がマニユライフ生命保険株式会社により最低保証
されます。
- 募集代理店は、この保険の引受保険会社であるマニユライフ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

生命保険契約者保護機構について

- マニユライフ生命保険株式会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護
の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構: TEL / 03-3286-2820【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】
ホームページ / <http://www.seihohogo.jp/>

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

募集代理店の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の
代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命保険株式会社が承諾
したときに有効に成立します。

また、この保険は、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが
取り扱いを行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡
ください。

マニユライフ生命: TEL / 0120-925-008 受付時間 / 月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

(お問い合わせ、ご照会先)

募集代理店

(引受保険会社に関するお問い合わせは)

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター / 0120-925-008

受付時間 / 月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

ホームページ / <http://www.manulife.co.jp/>

みらい記念日

マニユライフ生命の新変額個人年金保険IV型

「みらい記念日」は、預金ではなく、特別勘定の運用実績によって、
積立金額・将来の年金額等が変動(増減)する生命保険商品です。

横浜銀行からのお知らせ

「みらい記念日」は、銀行での募集が制限される場合があります。
「当行の保険募集の取扱いについて」をご確認ください。

引受保険会社

その日がもっとすてきに、楽しみになる。

あなたのその思いをお預かりして、

夢たっぷりの贈り物を、あなたにあわせてお届けいたします。

そんな記念日を持ってみませんか。

「大切なお金だから、だいにのびのびそだてたい」
「受け取る“その日”を大切にしたい」
そんな思いをこめたから、
「みらい記念日」ができました。

あなたの豊かな暮らしを実現させるためのそんな第一歩に、

「みらい記念日」をお役立てください。

用語のご説明

特別勘定

変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

基本保険金額

死亡給付金をお支払いするときに基準となる金額で、一時払保険料と同額になります。ただし、一部解約した場合、基本保険金額は減額されます。

年金支払基準額

年金をお支払いするときに基準となる金額で、年金支払開始日(ご契約日から1年経過後の契約応当日)の年金支払基準額は、その前日の基本保険金額と同額になります。ただし、一部解約した場合、年金支払基準額は減額されます。

基本年金額

毎年の契約応当日の年金支払基準額に1%を乗じた金額です。

増加年金額

毎年の契約応当日の積立金額から年金支払基準額を差し引いた金額です。ただし、差し引いた金額が負の場合、増加年金額はありません。

「みらい記念日」は変額個人年金保険です。

このパンフレットでは、次の用語を「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」等に記載されている用語から置き換えて表記しています。

パンフレット	「契約締結前交付書面(契約概要 / 注意喚起情報)」「ご契約のしおり / 約款」等
基本受益金額	基本年金額
増加受益金額	増加年金額
分配受益金	年金(基本年金額と増加年金額を合計したお金)

ご注意 ⚠️ 運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の年金額等の増減につながります。

このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額(一部解約した場合、解約返戻金額と年金額等のお受け取りになる金額の合計額)が払込保険料を下回ることもあり、損失が生じるおそれがあります。

その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に帰属します。

ご注意 ⚠️ この保険にかかる費用について

保険関係費と運用関係費(特別勘定での運用期間中)…毎日、次の費用(各年率に1/365を乗じた金額)を積立金から控除します。

保険関係費	特別勘定の資産総額に対して年率 2.68%
運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して年率 0.2625%(税抜：年率 0.25%)

解約控除…ご契約日からの経過年数が5年以内の解約・一部解約には、経過年数に応じて最大6%の解約控除がかかります。
年金管理費(遺族年金の年金支払期間中)…毎年の遺族年金の年金支払日に、遺族年金の年金額の1%を責任準備金から控除します。

📖 詳細は11ページをご覧ください

① 分配受益金(基本受益金額+増加受益金額)を 毎年の契約応当日にお支払い

- 分配受益金のお支払いが一生続きます。
- 年金支払基準額の1%が基本受益金額になります。分配受益金をお支払いしても**基本受益金額の部分は積立金額が減りません。**
- 毎年の契約応当日の積立金額が年金支払基準額を上回っている場合、上回っている積立金額の部分が**増加受益金額**になります。**増加受益金額によって、分配受益金が増える期待が持てます。**

📖 詳細は5~6ページをご覧ください

② バランス型の特別勘定で運用

株式組み入れ比率50%の特別勘定で積極的に運用します。

📖 詳細は7ページをご覧ください

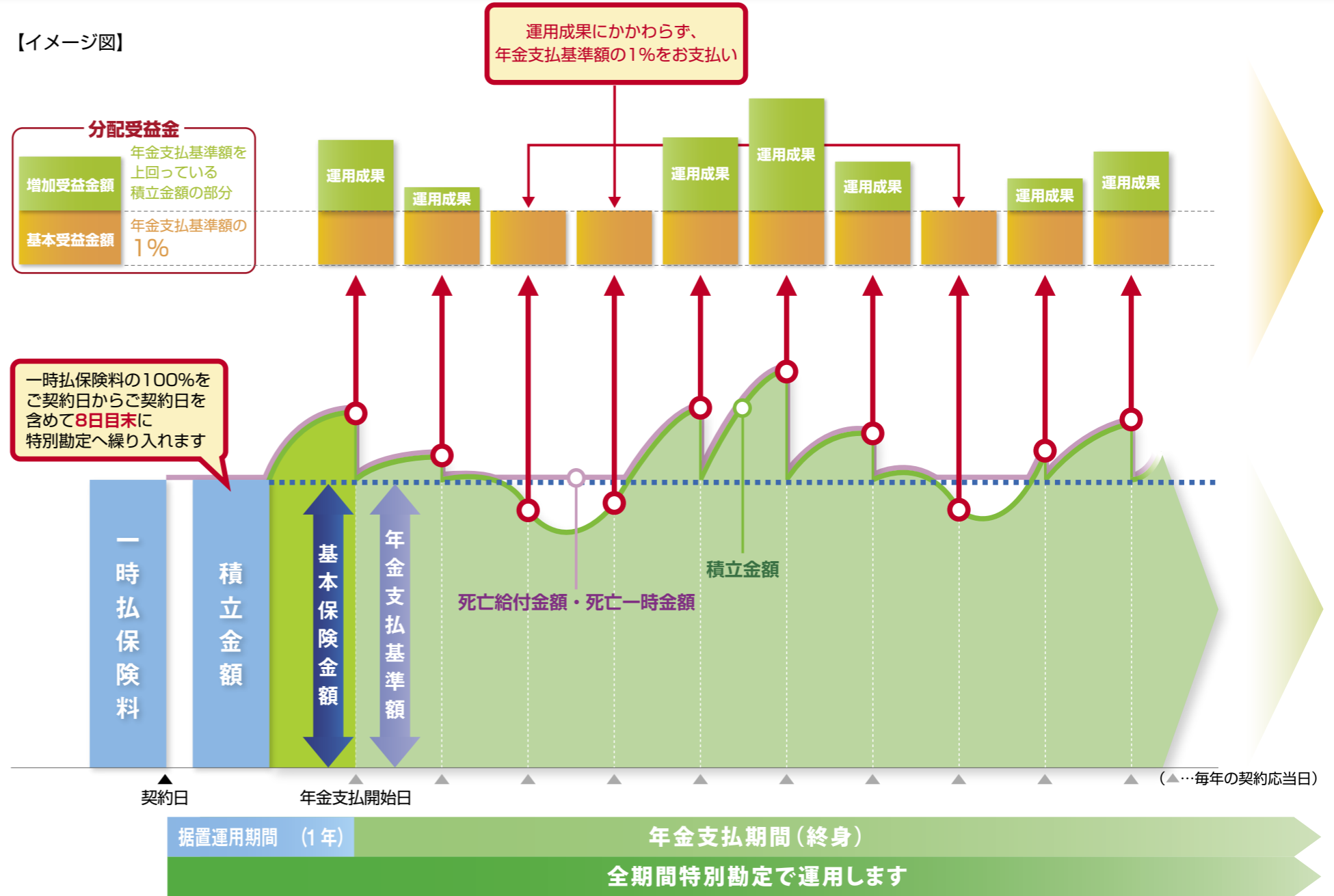
③ 死亡給付金・死亡一時金の最低保証

分配受益金のお支払いや運用成果にかかわらず、据置運用期間中は**死亡給付金として基本保険金額の100%**、年金支払期間中は**死亡一時金として年金支払基準額の100%**を最低保証します。

📖 詳細は8ページをご覧ください

※解約・一部解約がない場合、基本保険金額・年金支払基準額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、基本保険金額・年金支払基準額は減額されます。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、分配受益金等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。

⚠️ ご注意

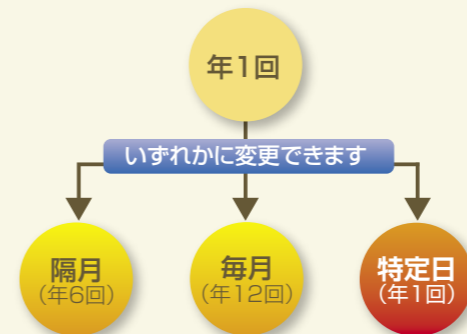
- 毎年の契約応当日の積立金額が年金支払基準額以下の場合、増加受益金額はありません。
- 増加受益金額の部分がある分配受益金をお支払いした場合、積立金額は増加受益金額と同額が減額されます。
- ご契約を解約した場合、解約返戻金に最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

⚠️ ご注意 分配受益金について

毎年お支払いする分配受益金には、雑所得として所得税・住民税が課税されます。また、分配受益金のお支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%が分配受益金の額から源泉徴収税額として差し引かれますが、その税額については考慮していません。そのため、毎年お受け取りいただく分配受益金の額は、年金支払基準額の1%を下回ることがあります。

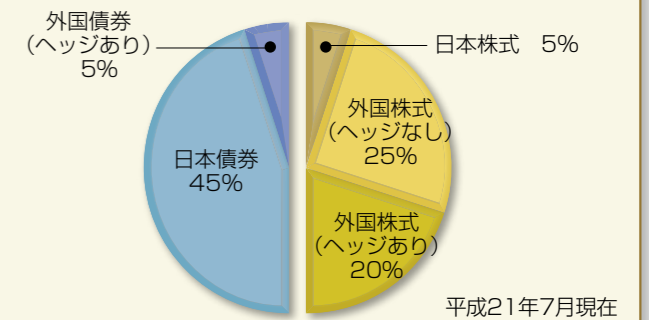
※税務上のお取り扱いについては、平成21年7月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

分配受益金のお支払方法は変更できます



📖 詳細は6ページをご覧ください

株式の基本資産配分は50%です

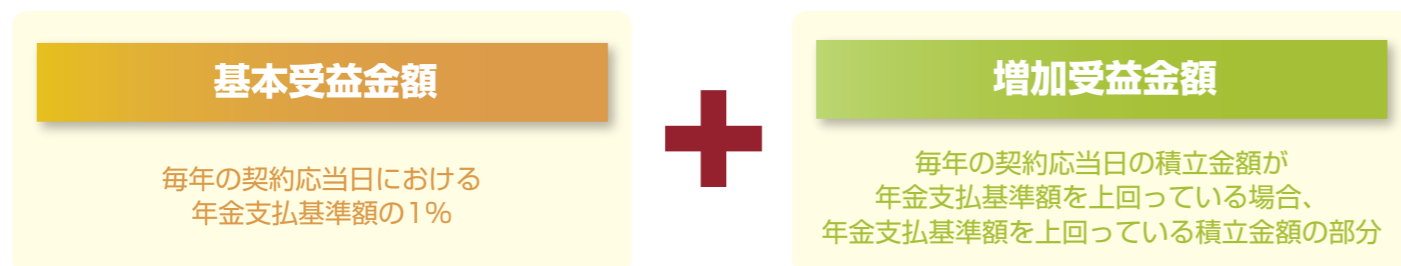


📖 詳細は7ページをご覧ください

分配受益金(基本受益金額+増加受益金額)を毎年の契約応当日にお支払い

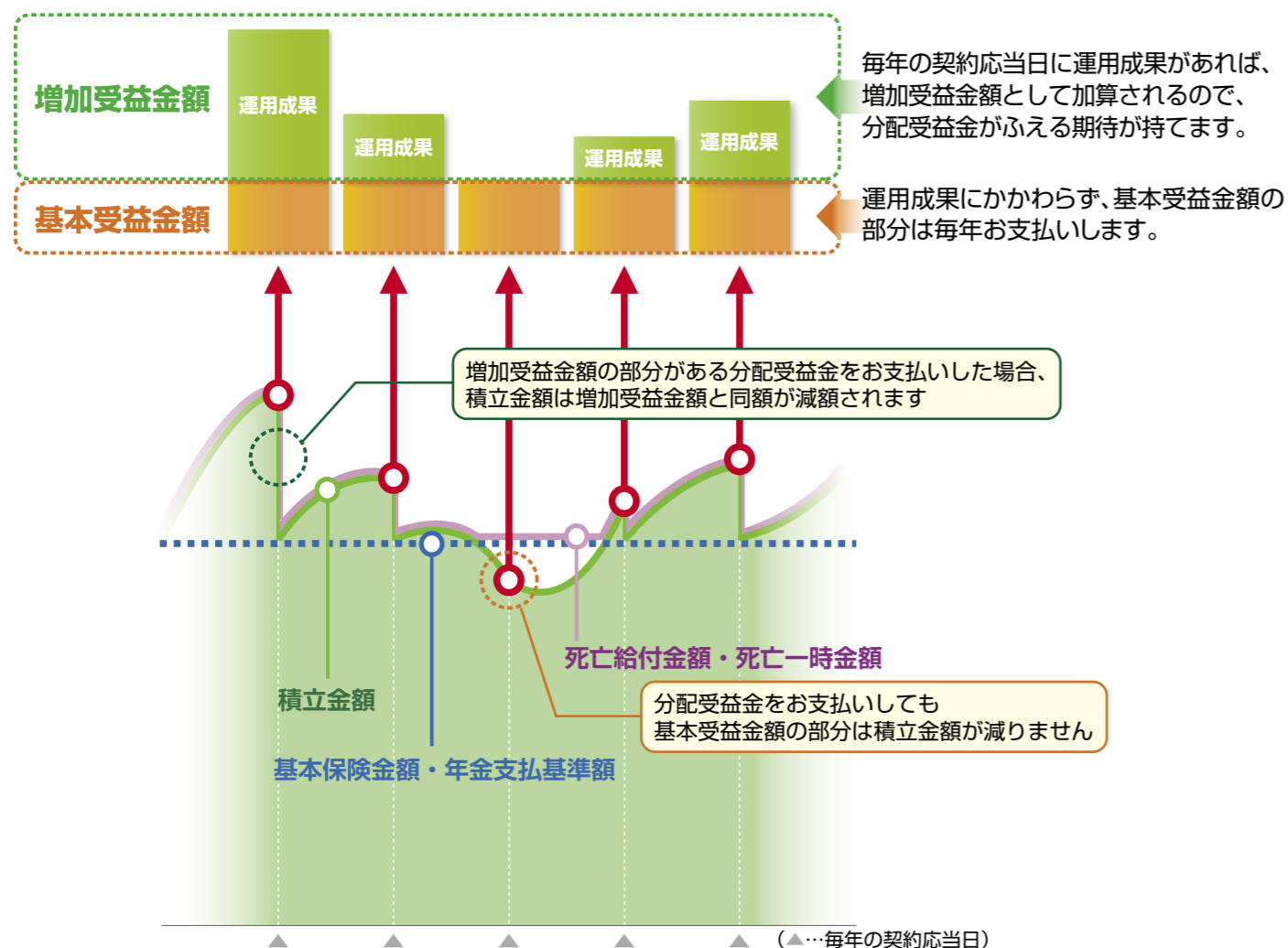
分配受益金

- ご契約日から1年経過後の契約応当日が分配受益金のお支払いの開始日(年金支払開始日)になります。分配受益金をお支払いする期間(年金支払期間)は終身です。
- 分配受益金の受取人は、年金受取人になります。
- 分配受益金の額は、基本受益金額と増加受益金額の合計額になります。



※解約・一部解約がない場合、年金支払基準額は一時払保険料と同額になります。一部解約した場合、年金支払基準額は減額されます。

【イメージ図】



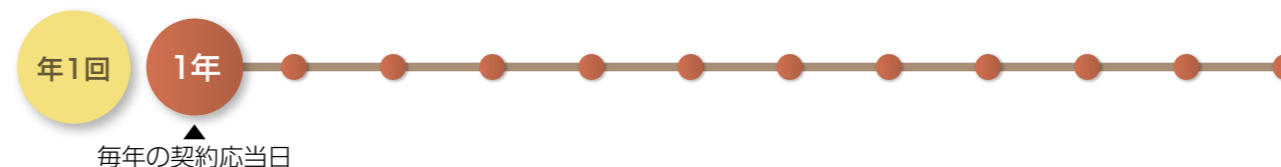
※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、分配受益金等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。

ご注意

- 毎年の契約応当日の積立金額が年金支払基準額以下の場合、増加受益金額はありません。
- 増加受益金額の部分がある分配受益金をお支払いした場合、積立金額は増加受益金額と同額が減額されます。

分配受益金のお支払方法

- 分配受益金を毎年お支払いします。



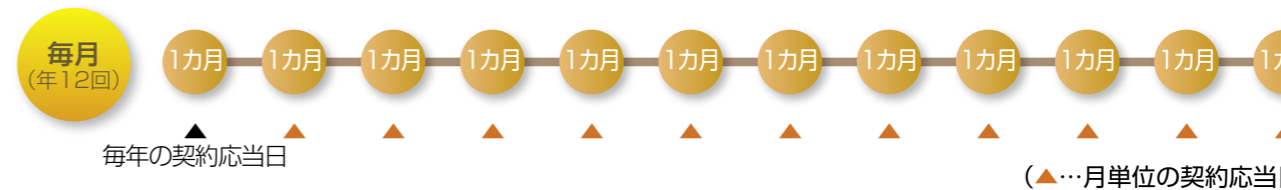
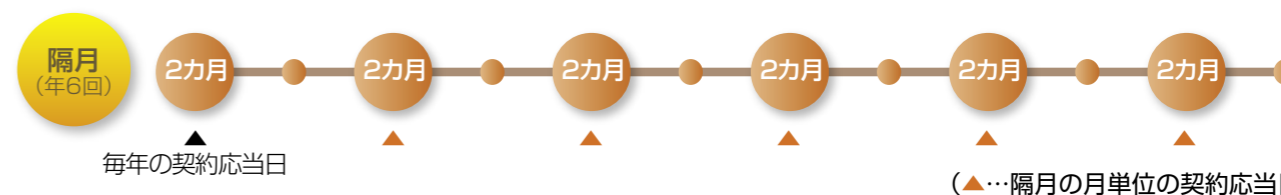
ご注意

毎年の契約応当日の前日までにマニユライフ生命の当社がご請求を受け付けた場合、分配受益金は、毎年の契約応当日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。

- 分配受益金のお支払方法は、次のいずれかをご選択いただくこともできます。

分割支払

隔月または毎月分割してお支払いします。



特定日支払

毎年の契約応当日から1年以内のご指定いただいた日を特定日としてお支払いします。特定日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。

例えば「結婚記念日」「誕生日」を特定日にご指定いただけます



- ※毎年の契約応当日からご指定いただいた各お支払日までの期間は、分配受益金を特別勘定から一般勘定へ移行して据え置きます。据置後は、マニユライフ生命の定める利率で計算した利息をつけてお支払いします。
- ※ご指定いただいたお支払方法は変更できます。ただし、次に到来する契約応当日以後の適用になります。
- ※特定日支払は、年1回のお支払いになります。

ご注意

分割支払における分配受益金の分割支払金、特定日支払における据え置いた分配受益金は、各お支払日からその日を含めて5営業日以内にお受け取りいただけます。

指定代理請求人について

- 年金受取人が被保険者の場合、ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定することができます。
- 年金受取人が分配受益金を請求する意思表示ができない等の場合、指定代理請求人は、年金受取人の代理人として分配受益金を請求することができます。

後継年金受取人について

ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、年金受取人が年金支払開始日以後にお亡くなりになった場合の新たな年金受取人(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。

特別勘定の運用方針

主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。
各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。
高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託	運用関係費
世界バランスβ50	CMAM・VA バランス 50-50 (適格機関投資家専用)	特別勘定の投資対象となる投資信託の 信託財産に対して(信託報酬*) 年率 0.2625%(税抜:年率 0.25%)

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。
※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

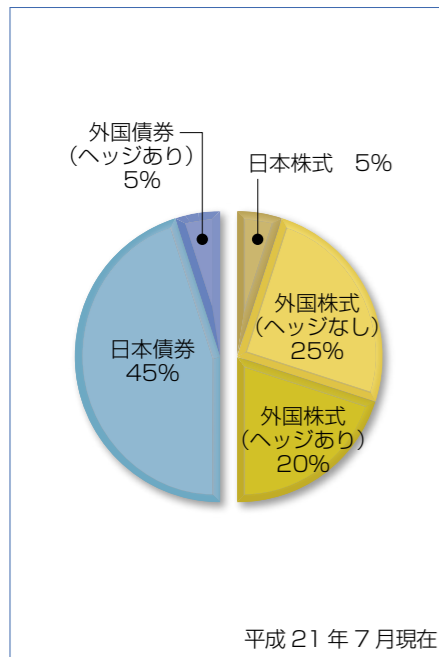
主な投資対象となる投資信託の基本資産配分と運用方針

主として、中央三井日本株式マザーファンド受益証券、中央三井日本債券マザーファンド受益証券、中央三井外国株式マザーファンド受益証券および中央三井外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて内外の株式・公社債へ分散投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

【ご参考】各資産の運用の特色

※市況動向、資金動向等によっては、下記のような運用が行えない場合があります。

- 日本株式** 中央三井日本株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数)と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 外国株式(ヘッジなし)** 中央三井外国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCIコクサイ指数(円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。
- 外国株式(ヘッジあり)** 中央三井外国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCIコクサイ指数(ヘッジあり・円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 日本債券** 中央三井日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 外国債券(ヘッジあり)** 中央三井外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。



※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。
※ご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。
※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。
※特別勘定および注意事項の詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」を必ずご一読ください。

特別勘定への繰り入れ

一時払保険料は、ご契約日からご契約日を含めて **8日目末** に特別勘定へ繰り入れます。

ご注意

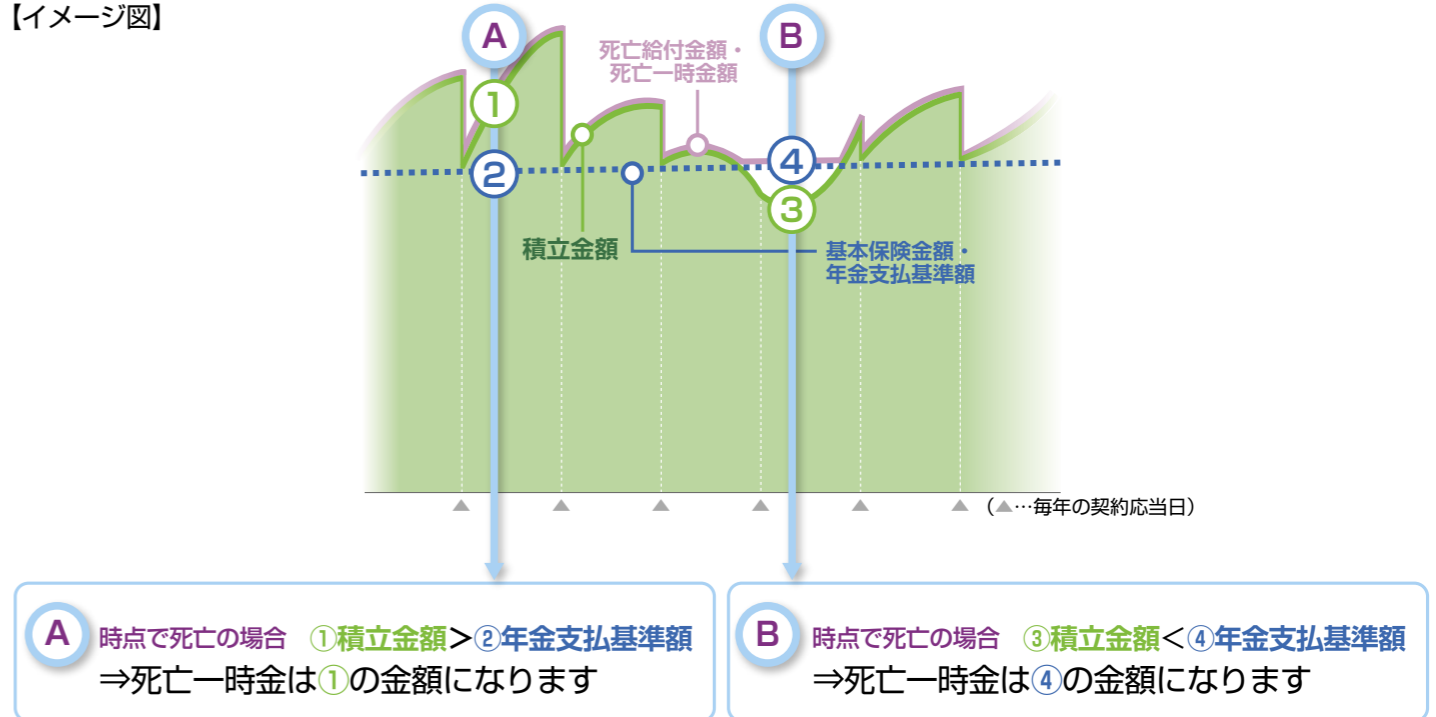
特別勘定の運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等のリスクがあり、投資対象資産の値動き等により、積立金額および解約返戻金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回る可能性があります。

- 被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金・死亡一時金をお支払いします。
- 分配受益金のお支払いや運用成果にかかわらず、死亡給付金として基本保険金額の100%、死亡一時金として年金支払基準額の100%を最低保証します。

時期	名称	お支払いする金額	受取人
据置運用期間中	死亡給付金	死亡日の積立金額と基本保険金額の100%のいずれか大きい金額	死亡給付金受取人
年金支払期間中	死亡一時金	死亡日の積立金額と年金支払基準額の100%のいずれか大きい金額	年金受取人*

*年金受取人が被保険者の場合はその相続人(後継年金受取人を指定していた場合は後継年金受取人)
※解約・一部解約がない場合、基本保険金額・年金支払基準額は一時払保険料と同額になります。
一部解約した場合、基本保険金額・年金支払基準額は減額されます。
※ご契約日から特別勘定への繰入日前日までに被保険者がお亡くなりになった場合、基本保険金額と同額の死亡給付金をお支払いします。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡給付金額等を保証するものではありません。また、一部解約がなかった場合のものであります。

新遺族年金特約について

- この特約を付加することにより、死亡給付金・死亡一時金を一括でお支払いすることにかえて、その金額の全部または一部を年金(遺族年金)でお支払いすることができます。
- この特約は次の方からのお申し出により付加できます。

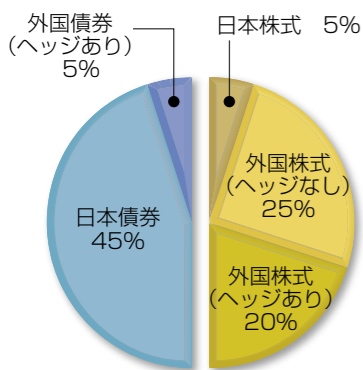
時期	付加できる方	
被保険者生存時	据置運用期間中	ご契約者
	年金支払期間中	年金受取人
被保険者がお亡くなりになった後	据置運用期間中	死亡給付金受取人
	年金支払期間中	年金受取人

※死亡給付金・死亡一時金をお支払いした後にこの特約を付加することはできません。

- 年金の種類は、確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年)です。
- ※遺族年金の年金額は、年金基金の額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率*等)により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。なお、マニュアル生命の定める基礎率等は、経済情勢の変化等の理由により、将来変更される可能性があります。
*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。
- ※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。
- ※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金受取人にお支払いします。

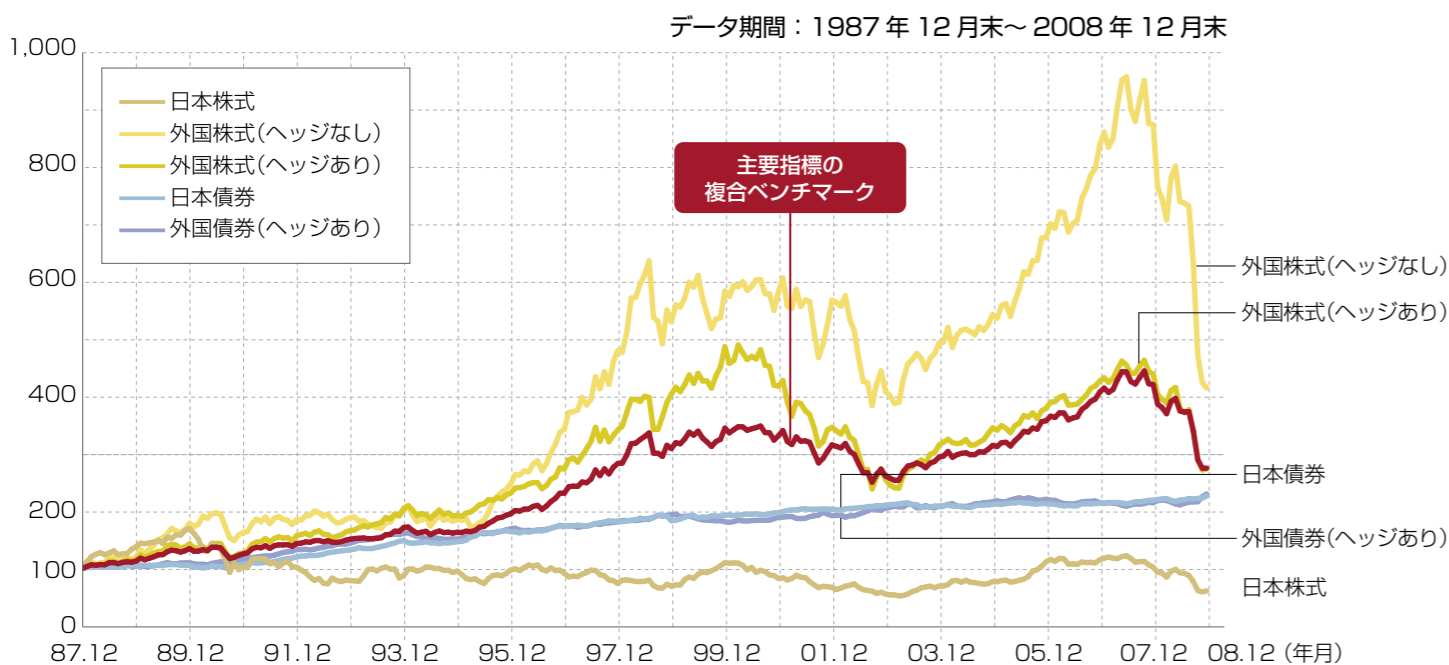
下記データは、主要指標の過去のデータを使用して作成したもので、「みらい記念日」の特別勘定の運用実績を示すものではありません。表示されたデータの確実性を保証するものではなく、また将来において同様の数値を示すことを保証または示唆するものではありません。

ご参考1 モデルポートフォリオの資産配分比率



- 主要指標(インデックス)
- 日本株式: TOPIX配当込み指数(1989年以降は配当込み指数を使用。1988年以前は、1989年1月から2004年3月までのTOPIX配当込み指数と配当除指数の平均成長率の比をもとに、1988年以前の配当除指数からマニライフ生命にて算出)
 - 外国株式(ヘッジなし): MSCIコクサイ指数(税引き前配当込み、円ベース)
 - 外国株式(ヘッジあり): MSCIコクサイ指数(税引き前配当込み、ヘッジあり・円ベース)
 - 日本債券: NOMURA-BPI総合
 - 外国債券(ヘッジあり): シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)
- 主要指標データ出所
東京証券取引所、野村證券株式会社、MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インク

ご参考2 主要指標および複合ベンチマークの推移と分散投資効果【諸費用控除前】



ご参考2 について

ご参考1 のモデルポートフォリオと同様の5つの資産の主要指標およびそれらを組み合わせた複合ベンチマークの推移を1987年12月末日を100とした各月末数値(指数)で図表化したものです。

ご参考3 データ期間中、1年単位で取りきれ最長の期間を運用した場合の分配受益金の額および増加受益金額の該当データ数【諸費用控除後】

データ期間: 1987年12月末~2008年12月末

運用期間	運用開始	① 増加受益金額(平均)	② 基本受益金額	①+② 分配受益金の額(平均)	増加受益金額の該当データ数 / 全データ数
21	87年12月末	3.93	1.00	4.93	10/21
20	88年1月末 ~ 88年12月末	3.71	1.00	4.71	125/240
19	89年1月末 ~ 89年12月末	3.31	1.00	4.31	113/228
18	90年1月末 ~ 90年12月末	3.57	1.00	4.57	106/216
17	91年1月末 ~ 91年12月末	3.47	1.00	4.47	96/204
16	92年1月末 ~ 92年12月末	3.43	1.00	4.43	84/192
15	93年1月末 ~ 93年12月末	3.34	1.00	4.34	72/180
14	94年1月末 ~ 94年12月末	3.47	1.00	4.47	64/168
13	95年1月末 ~ 95年12月末	3.36	1.00	4.36	56/156
12	96年1月末 ~ 96年12月末	2.48	1.00	3.48	44/144
11	97年1月末 ~ 97年12月末	1.42	1.00	2.42	32/132
10	98年1月末 ~ 98年12月末	0.47	1.00	1.47	20/120
9	99年1月末 ~ 99年12月末	0.21	1.00	1.21	10/108
8	00年1月末 ~ 00年12月末	0.03	1.00	1.03	2/96
7	01年1月末 ~ 01年12月末	0.92	1.00	1.92	19/84
6	02年1月末 ~ 02年12月末	2.82	1.00	3.82	43/72
5	03年1月末 ~ 03年12月末	4.27	1.00	5.27	47/60
4	04年1月末 ~ 04年12月末	4.01	1.00	5.01	35/48
3	05年1月末 ~ 05年12月末	3.69	1.00	4.69	23/36
2	06年1月末 ~ 06年12月末	2.72	1.00	3.72	11/24
1	07年1月末 ~ 07年12月末	0.00	1.00	1.00	0/12
全体平均		2.80	1.00	3.80	1,012/2,541

ご参考3 について

- ご参考2 の複合ベンチマークの推移を使用し、一時払保険料を100として「みらい記念日」の商品性にもとづき最長21年間、最短1年間の1年単位(ご契約日から各運用期間経過後の契約応当日まで)で運用したと仮定した場合の分配受益金の額(基本受益金額+増加受益金額)および増加受益金額の該当データ数を図表化したものです。ただし、「みらい記念日」では、ご契約日からご契約日を含めて8日目から運用が開始されますが、その考慮はしていません。
- データ期間のなかで、1ヵ月ずつずらして1年単位で取りきれ最長の運用期間を設定し、各運用期間で試算しています。
- 各運用期間を通じて、年率2.9425%の諸費用がかかるかと仮定し、それらを控除して試算しています。なお、取引にかかる税金は考慮していません。

■ 解約・一部解約

解約・一部解約

●ご契約を解約・一部解約した場合、解約返戻金をお支払いします。

※一部解約後の基本保険金額・年金支払基準額が500万円未満となる場合、一部解約はできません。

●一部解約した場合、積立金額および基本保険金額・年金支払基準額は同じ割合で減額され、最低保証される死亡給付金・死亡一時金の額も減額されます。

$$\begin{matrix} \text{一部解約後の} \\ \text{基本保険金額・年金支払基準額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{一部解約前の} \\ \text{基本保険金額・年金支払基準額} \end{matrix} \times \frac{\text{(積立金額 - 一部解約金額*)}}{\text{積立金額}}$$

*一部解約金額は、解約控除額を差し引く前の金額です。

解約返戻金

●解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。

解約返戻金に最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

●解約返戻金額は、解約計算基準日(マンユライフ生命の当社が解約・一部解約のご請求を受け付けた日の翌営業日)の積立金額(一部解約の場合、減額された積立金額)から解約控除を差し引いた金額になります。

ただし、ご契約日からの経過年数が5年を超えて解約・一部解約した場合、解約控除はありません。

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約計算基準日の積立金額} - \text{解約控除}$$

$$\text{解約控除} = \text{解約部分の基本保険金額・年金支払基準額} \times \text{解約控除率}$$

※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額(一部解約の場合、減額された基本保険金額)と同額になります。

 解約控除の詳細は [下記をご覧ください](#)

■ 諸費用

この保険にかかる費用の合計額は、保険関係費および運用関係費の合計額になります(ただし、特定のお客さまには、別途、解約控除および年金管理費がかかりますのでご注意ください)。

特別勘定での運用期間中

項目	費用	時期
保険関係費 (死亡給付金等の最低保証のための費用、 ご契約の締結・維持等に必要費用)	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.68%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費 (特別勘定の運用にかかわる費用)	特別勘定の投資対象となる 投資信託の信託財産に対して(信託報酬*) 年率 0.2625% (税抜：年率 0.25%)	

*運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

ご契約日からの経過年数が5年以内の解約・一部解約

項目	費用	時期
解約控除	解約に相当する部分の基本保険金額・年金支払基準額に、下表の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日に積立金額から控除します。

●解約控除率

ご契約日からの経過年数	1年以内*	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
解約控除率	6%	5%	4%	3%	2%	0%

*1年以内とは、特別勘定への繰入日以後、ご契約日から1年後の契約応当日の前日までのことです。

遺族年金の年金支払期間中

項目	費用	時期
年金管理費 (遺族年金のお支払いの管理にかかる費用)	遺族年金の年金額の 1%	遺族年金の年金支払日に責任準備金から控除します。

■ 各種お取り扱い

ご契約の形態	ご契約者、被保険者および年金受取人を同一人にてお申し込みください。
保険料のお取り扱い	500万円以上(1円単位) ※マンユライフ生命で変額個人年金保険のご契約がある場合、合算して5億円を超えることはできません。
被保険者の契約年齢	0～74歳 ※ご契約日における被保険者の満年齢です。
据置運用期間	1年
年金支払期間	終身
告知について	申込時に書面で職業等について正しくお知らせください。
保険料の払込方法	一時払のみ
保障の責任開始期	マンユライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日を責任開始日とします。
契約日	契約年齢等の基準となる日のことをいい、この保険では、責任開始日と同じ日になります。
契約者配当金	配当金はありません。 ただし、遺族年金の年金支払期間中は、5年ごとに利差配当*を行います。 *年金基金については、マンユライフ生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。
クーリング・オフ	<u>クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について</u> ・この保険は、クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象です。 ・お申し込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日から申込日を含めて8日(非営業日を含む)以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。 ・ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除は、書面(封書)により上記の期間内(8日以内の消印有効)にマンユライフ生命の当社宛てお申し出ください。

※契約者貸付、増額のお取り扱いはありません。

■ アフターサービス



郵送で

■運用レポート

各種レポートをご契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)に郵送します。

- 「四半期運用実績のお知らせ」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)



電話で

■マンユライフ生命の変額年金カスタマーセンター

0120-925-008

月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- ご契約内容・積立金額のご照会
- 特別勘定のユニットプライスのご照会
- 各種手続きのご案内
- 各種お手続き書類のご請求 等



Webで

■マンユライフ生命のホームページ

<http://www.manulife.co.jp/>

- 特別勘定のユニットプライスのご確認
- 「クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)」のご確認 等

■ 税務上のお取り扱い

ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象になります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみ適用になります。

据置運用期間中

■解約・一部解約の場合(差益のある場合)

所得税(一時所得) + 住民税

■被保険者死亡の場合

●死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税

●新遺族年金特約を被保険者生存中に付加していた場合

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税法第24条「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税(相続税法第12条「非課税限度額」あり)	所得税(雑所得) + 住民税

年金支払期間中

■分配受益金

所得税(雑所得) + 住民税

■解約・一部解約の場合

解約	一部解約
所得税(一時所得) + 住民税	所得税(雑所得) + 住民税

📖 詳細は14ページをご覧ください

■被保険者死亡の場合 ※相続税法第12条「保険金の非課税限度額」の適用はありません。

●死亡一時金

契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類
本人	本人	本人	相続税

●新遺族年金特約を被保険者生存中に付加していた場合

契約者	被保険者	年金受取人	被保険者死亡時の課税	遺族年金支払時の課税
本人	本人	本人	相続税法第24条「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税	所得税(雑所得) + 住民税

【ご参考】

- 相続税法第12条「保険金の非課税限度額」について
死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱になります。法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。
- 相続税法第24条「年金受給権の評価」について
年金受給権のうち、当該権利を取得したときにおいて年金給付事由が発生しているものについては、支払いを受ける年金の種類に応じて評価されます。
- 一時所得について
他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円)} × 1/2

税務上のお取り扱いについては、平成21年7月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

■ 年金支払期間中の解約について

(税務上のお取り扱いの注意点)

「みらい記念日」は
変額個人年金保険です

ご注意 !

この保険では、年金支払期間中にご契約を解約した場合、解約返戻金額*にかかわる必要経費は、一時払保険料に一定割合を乗じて、基本受益金額のお支払いにかかわる部分の割合を区分した金額になり、常に一時払保険料を下回ります。

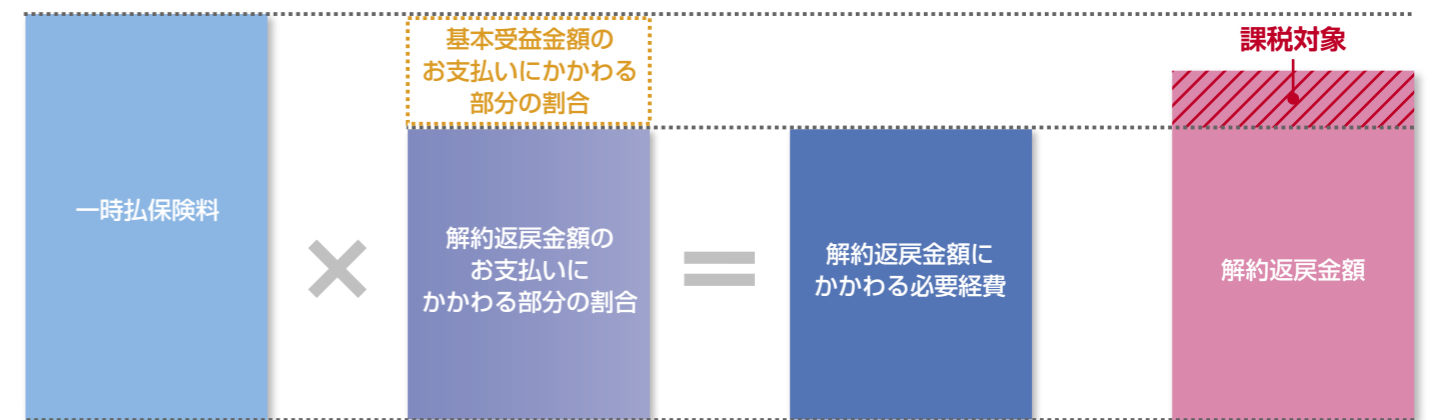
そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回っている場合でも、解約返戻金額にかかわる必要経費を上回っているときには、一時所得として所得税・住民税の課税対象になります。

*解約計算基準日の積立金額から解約控除を差し引いた金額になります。
ただし、ご契約日からの経過年数が5年を超えて解約した場合、解約控除はありません。

解約返戻金額にかかわる必要経費は、常に一時払保険料を下回ります。

「解約返戻金額 < 一時払保険料」の場合でも、一時所得として所得税・住民税の課税対象になることがあります。

【「解約返戻金額にかかわる必要経費 < 解約返戻金額 < 一時払保険料」の場合のイメージ図】



【ご参考】一時所得の課税対象額の例(年金支払期間中に解約した場合)

●前提条件

被保険者の契約年齢: 65歳(分配受益金支払開始時の年齢: 66歳) 一時払保険料: 1,000万円
他に一時所得の収入金額がないものとします

解約返戻金額		850万円	900万円	950万円	1,000万円	1,050万円
課税対象額	男性	0円	0円	15万円	40万円	65万円
	女性	0円	5万円	30万円	55万円	80万円

【ご参考】一時所得の課税対象額の計算式

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{解約返戻金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除(50万円)} \} \times \frac{1}{2}$$

※他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。